

令和7年1月10日

常陸太田市建設部建設課
市道0139号線整備推進室

常陸太田市幡町

市道0139号線の用地取得に関する質問

市道0139号線の用地取得に関して、市は「必要最小限の範囲での取得」を主張されていますが、下記2件に関しては必要以上の範囲を取得していると思われま

す。よって、それぞれの用地取得における正当性を説明して頂きたく、宜しくお願い致します。

1. 亀作町の地番1689-1、1690-2、-3、-4、-5、について

これらの土地は、県道61号線から市道0139号線への導入路新設の為に取得されたものと思われるが、必要以上に広範囲で取得されている。

市道5092号線の改良部は、地番1690-1を分筆して1690-18として、地番1691-1を分筆して1691-3、-5として必要最小限を取得しているが、導入路新設部分は、区画そのままを取得している。

地番1689-1においては、現状の市道5092号線の改良が済んでいると思われるが、殆ど取得した土地は使用せず、工務店のプレハブ事務所が設置されている。事務所として使用するだけなら、取得ではなく使用とすべきであり、取得は明らかな利益供与に当たると思われる。

地番1690-2、-3、-4、-5においても、市道0139号線への導入路新設には一部しか使用しないと思われるが、何故、区画全体を取得したのか。

2. 亀作町の地番2278について

対象地に隣接する土地(2273-3、2277-2、2279)の取得状況、事業認定の参考資料の3ルートと比較平面図(2)(IV-2-4)、開示請求した道路の断面図面(No. 37)を勘案すると、該当地の北側約半分は道路には使用しないと思われるが、何故、区画全体を取得したのか。

3. 添付資料

- 3-1 令和5年1月1日付亀作町付近地籍図に、事業認定申請時の参考資料の比較平面図を同等縮尺率で並記した図
- 3-2 平成30年の1月1日付亀作町付近地籍図
- 3-3 事業認定の告示に伴う、収用又は使用しようとする土地の範囲の縦覧図面のコピー図面
- 3-4 県道61号線から市道5092号線を見た写真